

岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施事業者の指定に関する要綱 新旧対照表(案)

改正案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。<u>以下「施行規則」という。</u>)において使用する用語の例による。</p> <p>(指定事業者の指定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、指定を受けた者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)</u>、<u>指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>の指定を併せて受けている場合については、当該指定訪問介護事業者、当該指定通所介護事業者又は当該指定地域密着型通所介護事業者の指定の有効期間の満了の日までの期間とする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。_____)において使用する用語の例による。</p> <p>(指定事業者の指定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、指定を受けた者が指定訪問介護事業者(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)</u>、<u>指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定地域密着型通所介護事業者(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。))第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>の指定を併せて受けている場合については、当該指定訪問介護事業者、当該指定通所介護事業者又は当該指定</p>

(指定の基準)

第9条 指定事業者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1)～(3) 略

地域密着型通所介護事業者の指定の有効期間の満了の日までの期間とする。

(指定の基準)

第9条 指定事業者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 短期強化型通所サービス

岡崎市短期強化型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱